

2013年（平成25年）2月16日

原発事故子ども・被災者支援法に基づき求められる施策に関する意見書

福島県弁護士会

会長 本田 哲夫

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（以下、「支援法」という。）が、2012年（平成24年）6月21日に成立した。

支援法は、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「福島原発事故」という）により被害を受けた住民に対し、その一人一人が、「支援対象地域に居住する」、「他の地域に移動する」、「移動前の地域に帰還する」のいずれを選択した場合であっても適切に支援していくという基本理念のもと（支援法第2条第2項）、「被災者生活支援等施策（以下「具体的施策」という）の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という）を定めなければならない」（支援法第5条）とするも、あくまでも理念法に過ぎず、被災者生活支援等施策については、未だ具体化されていない。

福島原発事故の被害が、広範囲かつ長期間にわたるもので、地域社会を物理的・心理的に分断する極めて深刻なものであることに加え、支援法が被害者個々人の価値観の相違を受け止めてその自己決定権を尊重していることを踏まえ、当会としては、支援法に基づき、全ての被害者が、自己決定権に基づく生活の選択と、その選択を前提とした生活の質の回復とを実現するに足る長期的かつ継続的な充実した支援を受けられるべきであると考えます。

以上を前提に、当会は、基本方針に盛り込むべき具体的施策について以下のとおり意見を述べる。

## 意見の趣旨

国は、支援法の基本方針に盛り込むべき具体的施策について、少なくとも下記の施策を採用すべきである。

### 記

#### 1 除染に関する施策

福島原発事故の被害者である福島県民は、原発事故以前の自然豊かな福島県に戻ることを切望してやまない。福島県を含む支援対象地域を従前の環境に戻すための直接的な方法は除染しかありえないのである。

福島市が2012年（平成24年）9月に発表した「放射能に関する市民意識調査報告書」（福島市民のアンケート回答3,022通に基づくもの、以下「福島市調査報告書」という）によれば、国・県・市が取り組むべき放射能対策のうち、今後

とくに力を入れるべきだと考えるものとして、市民の回答のうち66.4%が「除染の実施」を挙げている。

また、檜葉町と大規模災害複合研究グループが2012年（平成24年）8月に実施し、同年11月14日付で公表した「警戒区域見直しにともなう檜葉町住民調査」の結果（檜葉町民のアンケート回答1,609通に基づくもの、以下「檜葉町調査結果」という）によれば、帰町するか否かの判断で重視することとしては、「除染」が最も多い回答（66.1%）とされている。

以上のことから、除染に関する以下の具体的施策を実施することがその生活の質の回復を実現するために極めて重要である。

**(1) 除染を効果的かつ速やかに実施するための仕組みの整備をすること。**

**【(1)について】**

現在、福島県内においては、想定以上に除染が進んでおらず、また、除染計画の全体像が見えず、住民が何をすべきなのか、何を実行してもよいのか、果たしていつになったら健康不安なく生活できる場所になるのが不明確であることから、支援対象住民には将来への不安と閉塞感が生じている。

除染を大きく前進させるためには、除染を効果的かつ速やかに実施するための仕組みを整備することが必要である。

**(2) 支援対象住民の自己選択により、能動的に除染を進めることのできる仕組みが構築されるべきであること。**

**(3) (2)の場合の除染に係る費用について、支援法に基づき国が負担することを明言し、その費用請求の方法などについてわかりやすく定め、周知すること。**

**【(2)、(3)について】**

除染作業の実施については、本来、福島原発事故を発生させた東京電力及び国が、費用・時間・労力を負担して、自ら除染作業を行うべきであり、被害者である支援対象住民が自らの意思に反して除染作業を強いられる制度設計であってはならないことは勿論であって、除染作業の進捗については、福島原発事故を発生させた東京電力及び国が第一次的かつ最終的な責任を負うべきであることは当然である。

この点、放射性物質汚染対処特別措置法により、除染特別地域（警戒区域等）と汚染状況重点調査地域（福島市、郡山市等）が指定され、基本的に前者については国が、後者については市町村が除染を行い、その費用を原子力事業者（東京電力）に負担させるよう必要な措置を講ずるという仕組みが構築されており、国等による除染への責任が明確化されたことについては一定の評価をすることができる。

もっとも、現在、福島県内の除染は想定以上に進んでいない。

例えば、避難指示対象区域を除く地域の中では相対的に空間線量が高いと考えられている福島市においてすら、そのふるさと除染実施計画<第2版>によれば、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト（年1ミリシーベルト）以上の地域を対象に実施するものとされて

おり、対象地域全域の除染が終了するのは2016年度とされている。

また、2013年（平成25年）2月3日の新聞報道（福島民報）によれば、汚染状況重点調査地域に指定されている福島県内40市町村の住宅除染の実施状況について、住宅除染予定戸数は365,430戸であるところ、調査時点での発注戸数は62,096戸、完了戸数は11,958戸とされている。

かかる現状において、国等の対応を待っていては、遅々として除染が進まず、支援対象住民が健康被害へのおそれと不安から脱却できないことから、やむをえず支援対象住民が自らまたは業者を利用して除染したいと希望する場合、そのような希望も尊重されるべきである。

よって、支援対象住民が希望により能動的に除染を進めることのできる仕組みが構築されるべきであり、この場合の費用についても、支援法に基づき国が負担し、実情に応じて東京電力に求償することを明言し、請求の方法などについて明確に定めるべきである。更に、支援対象住民が、事後的な費用請求の可否や方法に悩むがゆえに除染の実施を控えるようなことのないよう、請求の方法などについてわかりやすく定め、周知することが求められる。

- (4) 支援対象住民が、国または自治体が認定した除染業者に依頼をすれば、国が直接、当該認定業者に除染費用を支払う制度を構築すること。
- (5) 除染業者の認定にあたっては、研修受講や技術的経済的能力等の厳格な適格要件を設け、いわゆる手抜き除染をした場合のペナルティも併せて設けるべきこと。

【(4)、(5)について】

支援対象住民が、業者に依頼して除染を実施することを選択した場合、自らの判断で適切な業者を選定することには限界があり、また、たとえ事後的な費用請求が可能であっても、まとまった手持ち資金がなければ依頼が困難となるおそれがあるためである。

また、様々な負担を強いられている支援対象住民が、悪質又は能力不足の業者により更に負担を被るような事態は絶対に避けなければならない。現に今般、大手建設会社の受注にかかる除染業務にいわゆる手抜きが存したことが報道されたことは記憶に新しい。

したがって、除染業者の認定にあたっては、必要十分な研修の受講や、技術的経済的能力等の項目について、厳格な適格要件を設けるべきである。

- (6) 国や自治体などの主催による、安全で正しい除染方法等の研修会等を各地で定期的で開催すること、かつ、研修会等への保育士の同行など、住民が参加しやすいものとするための十分な配慮をすること。
- (7) (6)の研修会等における説明は、最新の知見・情報に基づく、正確かつ十分な情報公開を前提とすること。

【(6)、(7)について】

地域の各学習センター、公民館などにおいて、国や自治体などの主催により、安全で正しい除染方法、除染による効果、放射線防護の方法などに関する地区単位の研修会または説明会などを定期的で開催するべきである。

支援対象住民自身が自ら除染を実施するにあたっては、除染方法に関する十分かつ正確な知識を得ることが不可欠である。

ことに、乳幼児のいる世帯については、子どもの被ばく回避について重大な利害関係があり、大きな関心を寄せることが予想されるが、親族などに子どもを預けたり、保育士に依頼するなどできなければ参加が困難となり、重大な利害と関心を有する者が十分な知識を得られなくなるおそれがある。

そこで、研修会などの開催にあたっては、国や自治体などの主催者側で保育士を同行するなど、乳幼児のいる世帯が参加できるよう十分な配慮がなされるべきである。

もちろん、安全で正しい除染方法、除染による効果、放射線防護の方法などの説明は、最新の知見・情報に基づいた、正確かつ十分な情報公開を前提とするものでなければならない。

## **(8) 除染技術の開発・提供に対して国が支援を行うこと。**

### **【(8)について】**

我が国においては除染技術の向上については福島原発事故以前にはそれほど重きが置かれてこなかったものであると思われるところ、国は、安全で効果的な除染を実施するための機器や手段、放射線及び放射性物質の漏洩を防ぐ各家庭における一時貯蔵容器などの開発及び研究を支援し、必要に応じて支援対象住民にこれらを提供することが求められる。

## **(9) 国や自治体などの主催による、仮置場等に関する説明会、協議会等を各地で定期的に開催すること、かつ、説明会等への保育士の同行など、住民が参加しやすいものとするための十分な配慮をすること**

### **【(9)について】**

地域の各学習センター、公民館などにおいて、国や自治体などの主催により、仮置場等の設置の手法、設置による影響等を説明し、住民間で仮置場等のあり方について協議する場を設けるべきである。

前述の2013年（平成25年）2月3日の新聞報道（福島民報）によれば、市町村からの回答において今後の課題としては「仮置き場の確保が進まない」との回答が目立ったとされており、今後、除染を効果的かつ速やかに進めていくためには、仮置場等を確保していくことが必要不可欠であるところ、仮置場等の設置に際しては、仮置場等の設置の手法、設置による影響等を住民が十分に理解したうえで、住民間で設置にともなう諸問題を協議し、相互理解を深めていく場が設けられる必要がある。

また、ことに乳幼児のいる世帯については、子どもの被ばく回避について重大な利害関係があり、大きな関心を寄せることが予想されるが、親族などに子どもを預けたり、保育士に依頼するなどできなければ参加が困難となり、重大な利害と関心を有する者が十分な知識を得られず、また、その意見が反映されなくなるおそれがある。よって、説明会、協議会の開催に当たっては、主催者である国や自治体において保育士を同行するなど、乳幼児のいる世帯が参加できるよう十分な配慮がなされるべきである。

(10) 「除染の日」を指定して、大規模な除染を進める機会としながら、支援対象地域が除染を必要としている現状について国全体での理解を深めるとともに、福島原発事故の風化を防ぐこと。

【(10)について】

前述のような除染を効果的かつ速やかに実施するための仕組みが構築されることを前提として、概ね3年程度の期間を定めて、毎月1回、第2金曜日（2011年（平成23年）3月11日が第2金曜日であった。）を「除染の日」と指定することで除染を大規模に進める機会としながら、支援対象地域が除染を必要としている現状について国全体の理解を深めるとともに、放射線に関する正確な知識を国民全体に啓発し、福島原発事故の風化を防ぎ、二度とこのような事故を招かないという意思を、国民全体に広く、かつ継続的に浸透させることを要望する。

除染作業は一定の広がりをもった地域で面的に実施したほうが効果的であるとされており、また、除染作業を行う地域及び具体的な除染作業如何によっては、適切な指導のもとであれば一般市民がボランティア活動として行うことが可能なものもある。現にこれまでも市町村の指導のもとでの除染ボランティアが実施された実績もある。

そこで、「除染の日」を指定し、適切な指導などの様々な支援を行うことで、住民自身や一般市民（支援対象住民のみならず市民全般）の除染ボランティアが除染作業を行う機会とすることなどが期待できる。

この場合の除染に関する支援としては、住民自身による除染作業の指導や、除染ボランティア活動の企画、運営、指導等のほか、除染ボランティアに従事する従業員に休暇を与えた企業に対する一定の補助金支給、あるいは除染ボランティアに対する交通費の助成なども考えられる。

そしてなによりも、「除染の日」をきっかけに、支援対象地域が除染を必要としている現状について国全体の理解を深めるとともに、放射線に関する正確な知識を国民全体に啓発し、福島原発事故の風化を防ぎ、二度とこのような事故を招かないという意思を、国民全体に広く、かつ継続的に浸透させることが期待できる。

## 2 旧警戒区域などへの帰還に関する施策

福島原発事故でもっとも重大な被害を受けた警戒区域・計画的避難区域については、昨年4月以降、区域再編が進められているが、出入りが自由となった避難指示解除準備区域においても、たとえば南相馬市小高区では上下水道の復旧に区域再編から1年近くを要する見込みであるなど、ライフラインや街並みの復旧は遅々として進んでいないのが現状である。

檜葉町調査結果によれば、檜葉町に通ううえでの問題点としては、「インフラが復旧していないので不便」が最も多い回答（75.1%）とされている。また、帰町したいと考えている人が、帰町するか否かの判断で重視することとしては、「除染（70.8%）」に続き、「ライフライン（68.8%）」「商店や病院の再開（51.5%）」が挙げられている。

地震や津波で大きな被害を受けた他地域と比較したとき、長期避難により、復旧・復興のために立ちあがる時機を逸したことの影響はあまりにも大きく、当該地域の住民が置かれている状況の過酷さは、もはや地震・津波ではなく福島原発事故に起因するものと言わざるをえない。

かかる状況からの生活再建のため、当該区域への帰還のための十分な支援が必要である。

- (1) 避難指示解除準備区域の自治体あるいは行政区ごとに、放射線量が比較的低く、利便性が高い土地を選定し、優先的に除染とライフラインの確保を実施したうえで、復旧作業にあたる住民、作業員及びボランティアが短期間滞在できるような宿泊施設をすみやかに設置すること。

【(1)について】

避難指示解除準備区域では、ライフラインの未整備や防犯上の理由から、夜間の宿泊が認められていない。避難先からその都度通い、帰還あるいは自宅を収去するための作業を重ねることは、体力的・経済的に過大な負担であり、ひいては復旧作業の遅滞を招く。また、現地で活動する作業員やボランティアにとっても、宿泊施設の不足が大きな問題となっている。

この点、たとえば2000年（平成12年）の三宅島噴火災害からの家屋保全・復旧作業においては、安全が確保され、300名の宿泊や、入浴・洗濯による二酸化硫黄の除染が可能なクリーンハウスを建設し、1週間程度の連続した作業を可能としたことにより、格段に作業が進行したとの実績がある。また、昨年1月に「帰村宣言」を行った川内村では、既に仮設ビジネスホテルが営業されており、技術的には十分可能である。

宿泊施設を設置し、作業用具のレンタルや、放射線量及び福島第一原発の現在の状況などの安全情報の提供、仮設店舗の併設など、復旧作業の効率を高める拠点として利用することが求められる。

- (2) 避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査を随時行い、各々が今後の帰還等の方針を定めるうえで参考となる情報を提供するとともに、住民交流の場を各地で定期的に設定し、帰還について話し合う機会を提供すること。

【(2)について】

避難指示解除準備区域に帰還するか、他の土地に移転するかの決断にあたっては、当該地域の住民同士が互いの、あるいは全体的な動向を把握することが重大な判断材料である。

殊に、多くの住民にとって、商店や医療施設といった生活に必要な不可欠な事業の再開見通しは重要な関心事であるが、それらの事業者側にとっても、どれだけの住民が帰還意思を有しているかは、事業を再開するか否かを決断する重大な情報であって、情報不足から両すくみの状態が生じることは避けられなければならない。

また、帰還を希望しているが、特定の問題が解消されるまではただちに帰還できないと考えている住民のニーズをつぶさに把握することは、より実効的な帰還支援の実現に資する。

従来の地域コミュニティが破壊されたまま、長期にわたる避難生活を送っている住民の孤立

化や喪失感の高まりは大きく、各地に分散した住民が直接交流する機会を確保することは、こころのケアという観点からも求められる。

**(3) 商店や医療機関等の生活に必要な事業を行う者に対し、仮設店舗の提供や事業再開・新規進出に対する資金援助を行うこと。**

**【(3)について】**

たとえ少数であったとしても、当該地域への帰還を望む支援対象住民が存在する以上は、その選択を実現し、生活を再建するための適切な支援として、飲食、理髪、生活必需品販売、建設業など日常生活を支える様々な事業や医療機関が当該地域で再開されることが、必要不可欠である。

**(4) 交通網の整備、流通の確保、周辺地域の医療機関等への助成など、帰還をめざす地域を支えるための広域的な支援を行うこと。**

**【(4)について】**

避難指示解除準備区域の自治体や地域は、その地域のみで生活が成り立っていたわけではなく、住民は、通勤通学、商品の流通や買い物、医療機関・福祉機関の利用など様々な場面で周辺の地域と交流し、生活基盤を築いてきた。しかし、被害状況や各自治体の方針により、地域ごとの帰還予定には大きな差異があるため、帰還した住民は、これまでの経済圏・文化圏にたよらない生活を余儀なくされている。他方、その周辺地域でも、これまで想定しなかった受診者の増加による医療機関の診療過密などの影響が生じている。それらの問題を解消するため、交通網の整備や、物資流通に対する補助金の支給、周辺地域の医療機関が状況に対応するための助成など、より広域的な視点からの支援が求められる。

**(5) 避難指示解除準備区域に立ち入る住民のため、廃炉作業に伴う放射能漏れ事故等の緊急時に備えて、十分な対応体制を確保すること。**

**【(5)について】**

檜葉町調査結果において、帰還するか否かの判断で重視されることについて、「原発事故の収束」を挙げる回答は61.0%に及び、「除染」66.1%に次いで高い関心があることが伺われる。福島原発事故の際には、放射線量や避難経路について情報の錯綜があったことが住民に大きな不利益をもたらしており、いまだ原発事故が完全に収束したとはいえない現在、廃炉作業等に伴い新たな放射能漏れ事故が起きた際の被ばくや混乱を住民が憂慮するのは当然のことである。

この点、避難計画の策定、緊急時における事故発生情報や避難経路等の必要な情報を伝達する手段の確保等の対応体制が十分であれば、避難時の混乱が回避され、無用な被ばくを避けることも可能である。これらの対応体制は、いまだ原発事故が完全に収束したとはいえない状況で旧警戒区域等への帰還を進める以上、国の責任において確保されるべきであり、また、帰還に対する住民の不安軽減にもつながる。

### 3 放射線防護（外部被ばく及び内部被ばくの回避）に関する施策

福島原発事故により、膨大な放射性物質が広範に支援対象地域等にまき散らされ、当該地域の土地・建造物等が汚染された。

そのため、福島県民を初めとする支援対象地域の住民は、土地・建造物等に付着している放射性物質による外部被ばくと、農産品、乳製品、肉、魚介類の食品が含有する放射性物質の摂取による内部被ばくへの不安を抱いている。

福島市調査報告書によれば、放射能汚染に対処する行動として、市民の回答のうち69.9%が「食べ物の線量と産地に気をつけている」としており、また、同じく58.4%が「線量の高い場所に近づかないようにする」としていることから、支援対象地域の住民が放射性物質への尽きない不安と、放射線防護を意識した生活を余儀なくされていることが明らかである。

かかる不安を払拭し、支援対象地域の住民の健康被害の発生を抑制するために、放射線防護に関する施策が極めて重要である。

#### (1) 外部被ばくを回避するための放射線量調査

ア 国の責任及び費用において、少なくとも支援対象地域について、より網羅的な自動車サーベイモニタリングや、より細かいメッシュによる環境放射線モニタリング・メッシュ調査を実施すること。

イ 上記アの調査結果を適切に公表すること。

##### 【ア、イについて】

支援対象住民が、自身の生活圏内において高い放射線量を示している場所を具体的に特定し、そのような場所に滞在する時間をできるかぎり短くするよう努めたり、ホットスポットの除染を求めたりすることが可能となるよう、放射線量の調査はできるかぎり各調査地点の間隔を詰めて連続的に実施される必要がある。

これまで福島県が実施した調査のうち、自動車走行サーベイモニタリングや環境放射線モニタリング・メッシュ調査などがこれに近いものとは言えるが、現在までに実施された自動車走行サーベイモニタリングは、福島県内でも全ての市町村、全ての地域を対象としているわけではない。また、現在までに実施された環境放射線モニタリング・メッシュ調査は、第1回目の調査においては原則4kmメッシュ、第2回目以降の調査においても2kmメッシュによる調査であり、このような間隔のメッシュによる調査では、高い放射線量を示している場所の具体的な特定は困難である。国の責任及び費用において、より細やかな放射線量の調査をすることが求められる。

更に、現在各市町村単位でのモニタリング・メッシュ調査とマップの公表がなされているが、メッシュの切り方や、各メッシュにおける測定の手法（例えば、複数回計測してその最高値を採用する、あるいは複数地点を計測してその平均値を採用する等）が異なっている点も問題である。この点も、国の責任においてモニタリング・メッシュ調査及びマップ作成のための統一的な手法を策定すべきである。

## (2) 外部被ばくを回避するための生活管理の支援

ア 国の責任及び費用において、希望する支援対象住民全員に対し、ガイガーカウンター及びガラスバッジを無償配布すること。

### 【アについて】

上記(1)ア及び同イの調査及びその結果の公表に加え、支援対象住民自身が周囲の放射線量や自己の外部被ばくの状況を正しく把握するために必要である。

イ ガイガーカウンターの無料校正機関を支援対象地域各地に広く設置するなど、支援対象住民が上記アの道具をより効果的に利用して自己の外部被ばくの状況を把握することができるよう支援を行うこと。

### 【イについて】

上記アに加えて、支援対象住民が、ガイガーカウンター及びガラスバッジを適切、正確に使用することができるよう支援しなければならない。

例えば、ガイガーカウンターについては、センサーの経年劣化や電子回路等の不具合などにより、正しい測定値が得られない場合があることから、日常の点検の他に、定期的な保守点検や校正が必要とされている。

また、ガラスバッジの配付については、短期間ではなく、継続的に実施されるべきものであることからすれば、ガラスバッジそのものについても、日常生活のなかで使用しやすいよう改良等が随時進められ、使用者の生活習慣に合わせた複数種類の仕様が開発されることが期待される。国は、これに合わせて、最新仕様を含む複数仕様から支援対象住民の選択に従い、希望する仕様のガラスバッジを配布しなければならない。

## (3) 内部被ばくを回避するための食品検査

ア 全国の食品、少なくとも支援対象地域及びその周辺の農林畜産品、水産品につき、放射性物質の含有量検査を実施すること。

イ 上記アの検査結果を適切に公表すること。

ウ 上記ア及びイの方法については、各住民の実効的な放射線防護に資する方法であること。

### 【ア～ウについて】

放射性物質によって汚染された地域において、支配的な被ばく経路は一般的に摂食であるとされていることから、いわゆる内部被ばくからの防護を適切に行うための食品検査は重要な意味を有する。また、食品検査は、放射線基準値等の正しい知識の全国的な普及啓発活動ともあいまって、いわゆる風評被害の防止にも資するものである。

これまでにも、福島県を中心に各都道府県等において農林畜産品、水産品の放射性物質の含有量検査が実施されているが、その大部分はサンプルを抽出しての検査にとどまっている。また、厚生労働省や各都道府県のホームページ上で調査結果が公表されてはいるが、厚生労働省のホームページは各都道府県から報告を受けて全国の製品の調査結果を公表しているものの、エクセルあるいはPDFの一覧表形式による月別報告であって検索機能を有しておら

ず、他方、各都道府県のホームページには検索機能を有しているものもあるが、当該都道府県の製品のみの情報にとどまる。すなわち、いずれについても住民が調査結果を検索し、自らの放射線防護に役立てるということに十分資するものとは言えない。

これらの点に関して、2012年（平成24年）の福島県内産の玄米については、福島県によるいわゆる全量・全袋検査が実施され、検査結果の追跡も可能とされており、このシステムを玄米以外の品目、あるいは福島県以外の産品にも広く導入することが考えられる。また、国において、全国の産品を対象に、品目、地域（市町村）、時期を指定して調査結果を簡易に検索できる縦断的なシステムの構築がなされることが望ましい。住民が効果的な放射線防護に役立てるためには、たとえば、スーパーで食品を購入するまさにその場で、携帯電話などの端末から簡易に情報を得られるシステムでなければならない。

#### (4) 内部被ばくを回避するための生活管理の支援

ア 全ての支援対象地域住民について、定期的に内部被ばく検査を実施することができ、かつ希望者に対する随時の内部被ばく検査を実施することができるだけの十分な数のホールボディカウンターを確保すること。

イ 全ての支援対象地域住民について、定期的なホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施し、また、希望者に対する随時の内部被ばく検査を実施し、内部被ばくを増加させるような食習慣、食生活がなされていないかを管理すること。

##### 【ア、イについて】

原発事故直後に福島原発周辺に立ち寄り、原発内での作業に従事していない原発作業員から大量の内部被ばく者が検出されている。この事実は、放射線量の高い地域に居住する住民にも同様の内部被ばくが発生している可能性を示唆するものである。

内部被ばくについては、福島県あるいは市町村によりホールボディカウンターによる検査が実施されているが、妊婦や子どもなどから優先的に実施されているところ、福島県内におけるホールボディカウンターの設置台数が少なく（福島県及び福島県内の市町村が保有しているホールボディカウンターの台数は福島県が把握している限りで僅か37台に過ぎず、この内、福島県が保有しているのは移動式7台、固定式1台のみである）、未だに多くの住民が検査を受けることの出来ない状況である。

現時点では、既に急性期の被ばくではなく、飲食等による長期間にわたる日常的な内部被ばくの状況を検査することが重要となっているところ、内部被ばくは食習慣や食生活により大きく影響を受けるものとされている。

従って、十分な数のホールボディカウンターを確保した上、全ての支援対象地域住民について、定期的にホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施し、内部被ばくを増加させるような食習慣、食生活がなされていないかを管理していく必要がある。殊に、放射線による健康への影響を受けやすい子どもについては、少なくとも年2回の頻度での定期的ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を実施されることが望ましい。

また、検査を希望する者については希望した時点で適宜ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を行うことができるような体制を構築することが望ましい。

#### 4 健康管理に関する施策

福島市調査報告書においては、被ばくによる自分の健康への影響について、外部被ばく・内部被ばくともに8割以上の人不安を感じており、被ばくによる家族の健康に及ぼす影響について、ともに9割以上の人不安を感じているとの結果であったことが報告されている。

同福島市調査結果によれば、国・県・市が取り組むべき放射能対策のうち、今後とくに力を入れるべきだと考えるものとして、市民の回答のうち最も多く挙げられているものは「市民の健康管理（73.5%）」である。

また、文部科学省の発表（2012（平成24）年12月25日）によれば、都道府県別の肥満傾向の子の割合について、5～9歳、14歳、17歳で、いずれも福島県が全国で最も高く、原発事故で屋外活動が制限された影響ではないかとみられている。これは、被ばくを回避するための生活習慣の変更等により、新たな健康被害が発生する可能性を示唆しており、この点も看過できない。更に、檜葉町調査結果によれば、檜葉町民の回答のうち、震災前に比べて健康状態が「かなり悪くなった」「やや悪くなった」を合計すると69.4%にものぼり、避難生活による健康被害が既に多く発生している状況が伺われる。

以上によれば、国民の生命と健康を預かる国において、かかる健康不安を払拭し、今後発生する可能性のある被ばくに起因する疾病を抑制し、仮に疾病が発生してしまった場合には適切な処理を執ることが求められ、更に、被ばくそのものによる健康被害に限らず、被ばくを回避するための生活習慣変更や避難生活など原発事故に関連する様々な事象による健康被害の未然防止、早期発見、治療を目的とするきめ細やかな施策を実施する必要がある。

##### (1) 健康管理は、被ばく及び原発事故関連による将来の健康被害の未然防止、早期発見、治療を目的として実施すること。

###### 【(1)について】

放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことに照らして、支援対象住民に対しては、その生存中に亘り、避難、帰還、転居等の事情に関わらず追跡的に健康管理が実施されなければならない。

この点、福島県は「県民健康管理調査」を実施しているが、その目的は、「東日本大震災やその後の東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民のみなさまの健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐこと」とされており、あたかも被ばくによる将来の健康影響はあり得ないかの如き前提をとる点で、支援対象住民に対する健康管理としては極めて不十分なものである。

また、被ばくそのものによる健康被害に限らず、被ばくを回避するための生活習慣変更や避

難生活など原発事故に関連する様々な事象による健康被害の未然防止、早期発見、治療を目的とすることが極めて重要である。

- (2) 定期的な健康診断を長期間行い、その健康診断の結果等を永年保管する体制を、国の責任において構築すること
- (3) 福島県内のみならず、福島県外において健康管理の諸施策を実施できる機関を拡充したうえ、健康管理の諸施策を受ける資格を有することを証する手帳を交付する等の方法により、全国各地で支障なく健康管理の諸施策を受けられるようにすること。
- (4) 被災者が居住する地域によっては、健康管理の諸施策を受けるための交通手当を支給する等、全ての支援対象住民が支障なく健康管理の諸施策を受けられるよう制度を整備すること。

【(2)~(4)について】

健康管理の必要性は支援対象住民の生存中という長期間に亘り継続するものである。

また、健康管理は、支援対象地域から避難した被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者においても、とりわけ初期被ばくに対する健康管理という点で、支援対象地域において生活している被災者と同様の重要性を有するものである。

更に、支援対象住民に転居等の事情が生じた場合でも、転居先の各地で継続的に健康管理を受けることができるようにする必要がある。

以上に鑑み、健康管理について、国の責任において、全ての被災者が長期間に亘り支障なく実際に諸施策を受けることができる体制を構築すべきである。

- (5) 健康診断の内容としては問診及びできる限り広い項目に亘る検査を実施すること。
- (6) 上記(5)とは別途、子どもや妊婦を対象とした健康診断を実施すること。

【上記(5)、(6)について】

健康診断として実施される内容は、その時点における最新の医学的知見に基づき、健康被害の未然防止、早期発見、治療に効果的であると認められるものが選択されるべきであるが、被ばくそのものによる健康被害については当然のこと、被ばくを回避するための生活習慣変更など原発事故に関連する様々な事象による健康被害についても、その未然防止、早期発見、治療を目的とするという視点から、検査の際の侵襲など被検査者の負担の程度等を勘案しながらも、できる限り広い項目に亘り実施されるべきである。

なお、特に子どもや妊婦は、特に放射線への感受性が高いとされていること、このため生活習慣が大きく変更しているケースが多いと考えられること等から、更に重点的な対応が必要である。

- (7) 支援対象住民に対する心療内科あるいは精神科を専門とする医師によるカウンセリング体制を構築すること。

- (8) 原子力発電所事故による精神的要因に基づく健康影響に関連する精神疾患を有する者に対しては、その治療等に係る医療費の支給等を実施すること。

【上記(7)、(8)について】

前述のとおり、福島市調査報告書によれば、外部被ばくについても、内部被ばくについても、自分の健康への影響について8割以上の方が不安を感じており、同様に自分自身ではなく家族の健康への影響については9割以上の方が不安を感じている。しかも、アンケート結果によれば、放射線による健康不安は解消へと向かうどころか、内部被ばくを中心にさらに深まる傾向にあるとされている。

以上のように、支援対象住民は、原発事故及び被ばくへの非常に大きな不安を抱えている状況であり、支援対象住民における精神面での健康影響への対応は極めて重要である。

- (9) 希望者に対しては、健康診断をより頻回に実施することや、異なる種類の検査の実施等を行うこと。
- (10) 支援対象住民はいつでも自身の健康診断の結果について、速やかに開示を受けることができ、かつ、医師の医学的知見に基づく説明を受けることができるものとする。
- (11) 支援対象住民に対する説明は特定の医師のみが実施するのではなく、支援対象住民として様々な医師の説明を受けられるべく、情報開示及び医学的知見に基づく説明の体制を構築すること。

【上記(9)~(11)について】

放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないことに鑑み、支援対象住民の自己決定権を最大限尊重する必要がある、そのためには、自身の健康診断の結果についての情報開示を充実させる必要がある。

## 5 子どもの発達権保障のための施策

前述のとおり、文部科学省の発表（2012（平成24）年12月25日）によれば、都道府県別の肥満傾向の子の割合について、5～9歳、14歳、17歳で、いずれも福島県が全国で最も高く、原発事故で屋外活動が制限された影響ではないかとみられている。これは、子どもの身体面での発達に対する現実の影響が既に発生していることを示すものである。

また、心が発達する多感な年代であるにもかかわらず、福島原発事故により親や教師などから、「放射能があるから外遊びは駄目だ」「放射能があるから花を摘んでは駄目」などという本来ありえない行動の制限を受ける事例があるほか、報道によれば、子どもに対する謂れのなないじめや差別がなされる事例も発生していることが伺われる。

更に、檜葉町調査結果によれば、避難による世帯分離や家族間に微妙な亀裂が生じる事例（自由回答の事例）も存在する。

以上のような様々な問題が、支援対象住民たる子どもの心身両面の発達に大きな

影響を生じていることが危惧される。

かかる状況に鑑みれば、きめ細やかな配慮の下に子どもの発達権を保障する必要があり、その具体的な施策を実施する必要性が極めて高いというべきである。

- (1) 支援対象地域の子どもに対しては、「子どもの最善の利益」の観点から、可能なかぎりの被ばく回避と、健全な発達権の保障（子どもの権利条約第6条）とを両立しうる施策を構築すること。

【(1)について】

支援対象地域における生活は、単に被ばくの回避さえ実現されれば、どれほど制限された、不自由なものであってもやむをえないというものではない。すべての支援対象住民が、それぞれの選択を十分に尊重され、福島原発事故以前と遜色のない生活と環境を完全に取り戻すためには、「生活の質」の回復・維持に対する支援が不可欠である。

とりわけ、放射線による健康への影響を受けやすく、特別の配慮が求められる子どもについては、「子どもの最善の利益」の観点から、可能なかぎりの被ばく回避措置が求められる一方、健全な発達権の保障（子どもの権利条約第6条）との両立が必要不可欠である。

- (2) 支援対象地域内の子どもがのびのびと活動できる場所（屋内施設）を整備すること。

【(2)について】

子どもは、休息及び余暇についての権利を有し、「その年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利」を有している。国はこのような子どもの活動のための「適切かつ平等な機会の提供を奨励」するものとされていることからすれば（子どもの権利条約第31条）、まず、支援対象地域内に、子どもがのびのびと活動できる屋内施設などを十分に確保することが必要である。

福島原発事故以来、子ども達は、放射線による健康被害に対する不安から、屋外で自由に遊び、休息し、体育の授業やレクリエーション活動に参加し、自然と親しむといった、あたりまえに享受されるべき活動を制限され、多大なストレスを抱えながら生活してきているものであり、このような子ども達の負担は、極力軽減されなければならない。また、運動不足による肥満児童の増加という問題も生じており、運動不足解消への対策も必要である。

たとえば、鬼ごっこやドッジボールなどが自由にできる体育館等のスペース、泥んこ遊びのできる室内砂場、屋内プールといった設備を備えた総合子ども施設を市町村単位、地域単位で新設したり、既設の民間体育館や屋内遊園地などを子ども・被災者支援施設として認定して一般無料開放し、施設の運営主体に利用料相当の助成を行うなどの施策により、支援対象地域内で、屋内での代替的な活動場所を確保することが考えられる。具体例としては、2011年（平成23年）12月23日に郡山市内に開設された「PEP Kids Koriyama」（郡山市が民間企業から土地、建物、設備の無償提供及び遊具等の寄付を受けて開設した東北最大の室内遊び場であり、水遊びもできる70平方メートルの砂場や三輪車のサーキットなどがある。）や、2012年（平成24年）9月29日に福島市内に開設された「さんどパーク」（福

島市が市民会館1階の第1ホール内に整備した屋内遊び場であり、山形県米沢市産の砂、愛知県瀬戸市産の抗菌性のある光触媒砂を使った市内最大の砂場をはじめ、ボール1万8000個で埋め尽くされたボールプールや跳躍器具など、子どもたちが遊べる多彩な遊具がそろっている。) などがある。

### (3) 「週末避難」「保養」等を多方面から支援する施策を構築し、同施策を長期間・継続的に実施すること。

#### 【(3)について】

支援対象地域の住民においては、週末などの限られた時間だけでも、放射線量の低い地域で過ごし、あるいはそのような地域で子どもを遊ばせたいという、いわゆる「週末避難」や、より長期の滞在を前提とする、いわゆる「保養」の要請が極めて強いものの、自己の負担で「週末避難」「保養」の実行を余儀なくされ、または費用等の点からこれを諦めざるを得ない状況であり、かかる要請に応える施策が必要である。

第一に、交通費の負担軽減（支援対象住民への高速道路無料パスの提供、回数限定のJR無料パスの提供、少なくとも福島県内の公共交通機関利用の無料化等）、「週末避難」「保養」に適した国営・公営施設、例えば自然公園の入場料・駐車場代の無料化、自然の家等の利用料の減免、民間施設も含めた宿泊クーポンの支給といった経済的支援が考えられる。

また、被ばくからのリフレッシュを兼ねた保養地における内部被ばく検査制度の創設や、子どもを抱える親に対する保養休暇制度を創設するなどして、「週末避難」「保養」をより実行しやすいものにする支援制度が考えられる。

そのほか、市町村教育委員会などが主催する放射線量の低い地域での自然体験活動を充実させたり、中高生の部活動合宿などを放射線量の低い地域に移動して行うことに対して助成をするなどして、支援対象地域住民の負担にならない形での「週末避難」「保養」の機会を増やす支援も考えられよう。

これら、多方面からの施策を長期間・継続的に実施していくことが、被ばく回避措置と子どもの発達権保障との両立を実現するために、必要不可欠である。

### (4) 適切な情報へのアクセス権を保障する制度を構築するとともに、子どもに関する支援・施策について統一的・横断的に実施することができる機関を各地に設置すること。

#### 【(4)について】

国は、子どもが、自己の社会的、精神的および道徳的福祉ならびに心身の健康の促進を目的とした情報および資料へアクセスすることを確保する義務を負う。

具体的な施策としては、定期的にニュース、パンフレット等を配付（自主避難先も含む）、ホームページへの掲載、各地（避難先を含む）での説明会の開催などが考えられる。

また、従来の児童福祉や学校教育等の分野別による縦割行政を見直し、子どもに関する支援施策について統一的・横断的に実施することのできる機関を各地、とりわけ支援対象住民たる子どもが多数存在する福島県内に設置する必要がある。

- (5) 支援施策決定に子どもの意見を反映させるため、子どもを参加対象とした集会や会議等を支援対象地域各所で継続的に開催すること。

【(5)について】

成人と異なり意思疎通能力が必ずしも十分でない子どもの意見表明権(子どもの権利条約第12条)を担保するため、また支援施策決定の前提として、このような機関が主体となって、子どもの発達に応じて、子どもを参加対象とした集会や会議等を地域各所で継続的に開催することが望ましい。

- (6) 家族・友人と離れて暮らすことになった子どもに対する支援(主に精神面のケア)として、スクールカウンセラーの増員等カウンセリングの充実、避難前の同級生と交流できる機会を付与する施策(避難先での自然体験活動の実施など)を実施すること。

【(6)について】

避難によって家族や友人と離れて暮らすことになった子どもは、家庭生活及び学校生活の両面で精神的に不安定な状況にある。そのため、スクールカウンセラーを増員してカウンセリング体制の充実を図る必要がある。また、少しでも避難前の人間関係を維持できるよう、避難前の友人と交流できる機会を付与する制度を、支援対象地域内の自治体と避難先の自治体とが連携して構築していく必要がある。

## 6 支援対象住民が支援対象地域から他の地域へ移動することを選択した場合に関する施策

支援対象住民が、他の地域へ移動することを選択した場合には、住居、子どもの通学・通園先、就業先等の生活基盤を移動先で新たに構築しなければならない上、その経済的負担の大きさが特に深刻である上、行政において従来、かかる避難を想定して来なかったため、支援対象地域で本来受けられていた行政サービスを受容できないような事態も生じている。また、二重生活を行う家族における週末の交流など、移動にかかる経済的・身体的負担も大きい。

したがって、他の地域へ移動することを選択した支援対象住民について、住宅・教育・就業に関する生活基盤の確保や行政役務の円滑な享受や移動にかかる支援が必要である。

- (1) 避難先における、住宅の確保のため、公営住宅の提供期間及び民間住宅の借上げ制度の期間をそれぞれ延長すること。
- (2) 子どもの成長や家族状況の変化等に配慮し、上記(1)の期間延長について複数年単位によることも可能とし、また、家族状況の変化に伴う転居に対する支援を行うこと。

【(1)、(2)について】

支援対象住民が移動先において生活基盤を確保するための最も基本的なものは住宅であり、これが定まらなければ、安心して就労し、教育を受けることが出来ない。この点、現時点においては公営住宅の提供や民間住宅の借上げ制度の利用により住宅を確保できていても、かかる住宅制度自体がいつまで続くかについての保障はなく、移動した住民は常に次の住宅の確保を念頭にしての生活を余儀なくされるものであるから、かかる不安を払拭するため、上記の住宅支援制度の期間を延長する必要がある。また、子どもが小学校や中学校を卒業するまで等、支援対象住民として生活の設計を立てやすい形で、複数年単位での期間延長も認められる必要がある。

更に、ひとまずは緊急的に狭い住宅でもやむを得ないと考えて入居しても、原発事故の被害が深刻であるが故の避難の長期化により、かかる我慢にも限界が生じることは明らかである上、避難が長期化すれば当然、子どもの成長等により家庭環境が変わり、より広い住宅に転居をする必要が生じることも想像に難くないものである。避難生活において、かかる転居の必要性が生じることを直視して、転居に対する支援を行う必要も存するものである。

- (3) 避難先における子どもの転校の円滑化に資する施策を講じること。
- (4) 原子力事故や放射線に関するいじめや差別の防止のための学習マニュアル策定等の啓発を行うこと。

【(3)、(4)について】

避難者の中には、放射線に関する感受性が高いとされる子どもを抱えている者も多く、当然、避難先における子どもの教育には大きな関心を有しているものであることから、教育に関する支援は極めて重要である。まず、多くの避難者の声として転校時の手続の煩雑さが上がっていることから、転校の円滑化に資する施策が必要である。次に、漠然とした「放射能」に対する知識の欠如から、避難先でいじめや差別を受けたという事例が報道されており、実際にいじめや差別の被害を受けるケースはもちろん、いじめや差別を受けるのではないかという不安を避難先で感じてしまうことは当然である。かかるいじめや差別は、「放射能」に対する知識の欠如や、社会の寛容性等の諸事情に基づくものと考えられるところ、かかる知識の浸透や避難に対する地域住民の理解を得られるよう啓発活動が行われる必要がある。

- (5) 被災者雇用に取り組む避難先企業へ補助金・助成金等を支給すること。
- (6) 被災者に特化した職業訓練制度を創設すること。
- (7) 被災者保育所や学童保育への優先枠を設定し、利用料金の減免措置を行うこと。

【(5)～(7)について】

支援対象住民が、他の地域へ移動することを選択した場合、通常、従前の勤務先で就業することはできず、就職を希望する場合には新たに就業先を確保しなければならない。また、その多くは、福島に残った家族（主に父親）との二重生活となっている一方、適切な賠償を受けられず、経済的に極めて困窮していることから、特に、就業先の確保の必要性は高い。この点、公的機関による直接の雇用のみでは限界があり、民間企業の力を借りなければその目的が達せられないことは明らかであることから、被災者雇用に取り組む避難先企業への補助

金・助成金等の支給の施策が必要である。また、避難した支援対象住民が従前の職業と同種の職業に就けるとは限らないことから、職業訓練を行い、選択の幅を広げる必要がある。さらに、前述のとおり、避難した支援対象住民には、二重生活により、避難先においていわゆる母子家庭または父子家庭と同様の状況におかれ、他方の配偶者に子どもの世話を任せることができないケースが多く、避難先で就業先を確保する前提として、保育所や学童保育へ子どもを預ける必要性が高いため、その優先枠の設定や、利用料金の減免を求めるものである。

**(8) 住民票の移動の区別なく、移動先の地域の住民と同等の行政サービスを受けられるようにすること。**

**(9) 被災者支援のためのワンストップ行政サービス窓口を設置すること。**

**【(8)、(9)について】**

行政において従来、今回の原発事故のような大量かつ広域の住民の避難を想定して来なかったため、支援対象地域で本来受けられていた行政サービスを受けないような事態も生じている。また、避難した支援対象住民は、特に行政サービスの必要性が高い者といえるところ、避難先で複数の行政窓口を転々とし、場合によってはたらい回しに遭うなどすることにより、本来享受できる行政サービスを受けられなくなるようなケースも想定されることから、ワンストップ行政サービス窓口を各都道府県の規模や避難者の数等に応じて設置する必要性が高いものである。

**(10) 母子または父子のみで避難している場合の、離散家族の交流にかかる移動について、高速道路の無償利用制度を講じ、または、新幹線・飛行機等の無料パスの支給を行うなどの支援を行うこと。**

**【(10)について】**

福島原発事故により、一家の支柱たる父親だけが支援対象地域に残り、母子が他の地域へ避難することを選択した離散家族は極めて多数にのぼるものである。かかる状況において、家族の絆を断ち切らないために、多くの離散家族において、残った父または母が避難先の家族の下を定期的に訪れるという交流がなされているが、二重生活で経済的にも苦しい中、少しでも節約しようと、遠路を一般道で往復するといった生活を続け、肉体的・精神的に疲弊している者も多い。また、経済的な理由から交流自体の回数を減らす例も当然存する。かかる家族離散は福島原発事故が発生しなければありえなかったものであるが、賠償の対象とならないケースが多く、これを支援する必要性が高い。

以上

## 個別の施策

### 除染

- ◇住民自身が、あるいは住民が業者に依頼して除染を進めることのできる仕組み構築
- ◇その場合の除染費用請求の方法などについてわかりやすく定め、周知
- ◆住民が、認定除染業者に依頼をすれば、国が直接、当該認定業者に除染費用を支払う
- ◆住民向けの、安全で正しい除染方法等の研修会等を各地で定期的に開催
- ◆除染技術の開発・提供(家庭用一時貯蔵容器等)
- ◆仮置場に関する説明、協議の場の提供
- ◆『除染の日』を指定し、適切な指導のもと、希望する住民自身やボランティアによる大規模な除染を進めながら、原発事故の風化を防ぐ  
…など

### 旧警戒区域等への帰還

- ◆放射線量が比較的lowく、利便性が高い土地に復旧作業にあたる住民、作業員、ボランティアが短期間滞在できるような宿泊施設を設置
- ◆避難指示解除準備区域の住民に対する意識調査と情報提供、住民交流の場(帰還について話し合う機会)の提供
- ◆商店や医療機関等生活に必要な不可欠な事業に対し、仮設店舗の提供や事業再開・新規進出に対する資金援助
- ◆交通網の整備、流通の確保、周辺地域の医療機関等への助成
- ◆廃炉作業に伴う放射能漏れ事故等の緊急時に備えて、十分な対応体制を確保する  
…など

### 放射線防護

- 外部被ばくの回避—
- ◆より網羅的な自動車サーベイモニタリング、より細かいモニタリング・メッシュ調査
- ◆希望する住民にガイガーカウンター、ガラスバッジを無償配布、無料校正機関各地に設置
- 内部被ばくの回避—
- ◆食品の放射性物質の検査と、検査結果公表の工夫(スーパーで食品を購入する場で、携帯電話などから情報を得られるように)
- ◆定期的に、かつ希望者に追加で検査を実施できるよう十分な数のホールボディカウンターを確保し、食習慣や食生活を管理  
…など

### 健康管理

- ◇被ばく・原発事故関連による将来の健康被害の未然防止、早期発見、治療を目的とする
- ◇定期的な健康診断を長期間行い、その結果等を永年保管
- ◆福島県外の実施機関を拡充、資格手帳の交付、交通手当などにより全国で支障なく実施
- ◆問診、できる限り広い項目に亘る検査を実施
- ◆子どもや妊婦を対象とした別途健康診断
- ◆精神面での健康について、カウンセリング体制や医療費の支給等
- ◆希望者に対するより頻回の健康診断、異なる種類の検査、結果の開示及び説明、セカンドオピニオン  
…など

### 子どもの発達権

- ◇可能なかぎりの被ばく回避と、健全な発達権の保障(子どもの権利条約第6条)とを両立
- ◆子どもがのびのびと活動できる場所(屋内施設)を整備
- ◆「週末避難」「保養」を多方面から支援(交通費や宿泊費の負担軽減、親の保養休暇制度等)
- ◆子どもに関する支援・施策について統一的・横断的に実施できる機関を設置
- ◆子どもの意見を反映させるため、子どもを参加対象とした集会や会議等を開催
- ◆家族・友人と離れて暮らすことになった子どもに対する支援として、カウンセリングの充実、避難前の同級生と交流できる自然体験活動の実施  
…など

### 他の地域への移動

- ◆住宅確保のため、公営住宅や民間借上住宅の期間延長(複数年単位によることも可能に)、家族状況の変化に伴う転居に対する支援
- ◆原子力事故や放射線に関するいじめや差別の防止のための学習マニュアルなど
- ◆被災者雇用に取り組む企業への補助金等
- ◆被災者に特化した職業訓練制度
- ◆被災者保育所などの優先枠、利用料金減免
- ◆住民票の移動がなくても移動先での行政サービスを支障なく受けられるように(ワンストップ専門窓口の設置等)
- ◆離散家族の交流にかかる移動支援(高速道路の無償利用、新幹線・飛行機等の無料パス)  
…など